

地域たすけあい福祉基金『インクルファンド』

2025 年度第 2 回募集要項

地域たすけあい福祉基金『インクルファンド』(以下 インクルファンド)は一般市民からの直接寄付とインクルーシブ事業連合の構成団体からの会費の一部を財源として助成を実施します。

生活クラブ生協を母体に生み出された団体がこれまで蓄積してきた経験や実績、ノウハウを生活クラブ社会的連帯経済コネクト機構(以下、コネクト機構)に集結させ、地域福祉の事業・活動がより豊かに展開されていくように支援するものです。助成とともにその事業・活動に必要な支援には伴走型で取り組んでいくことを心がけています。

1. インクルファンド助成事業の目的

- どんな状況にあっても、誰も排除されない社会(インクルーシブ地域社会)の実現に向けて、生活クラブ運動グループをはじめ、多様な市民力を発揮させた『市民主体のまちづくり型福祉』を推進し、豊かな地域社会づくりにつなげる。
- インクルーシブ地域社会づくりに共感し、非営利・協同セクターの拡充に向けて地域福祉の活動・事業を行うグループ・団体に助成を行い、市民主体のまちづくり型福祉の促進を図る。
- 地域福祉やたすけあいの活動・事業の立ち上げや継続を支援し、自立への一助とする。
- 助成をきっかけに助成団体と生活クラブ運動グループや寄付者が地域でつながり、立場を超えた交流や連携を後押しする。
- 寄付という意味あるお金の有効活用を図ることにより、市民が主体となって地域に必要なしくみを生み出すことを支援する。
- 事業を地域に根付かせ、社会の機能として継続していくことを支援する。

2. 応募資格

- 都内で地域を基盤に地域福祉を推進する事業・活動で、2026 年 4 月 1 日～2026 年 9 月 30 日までに開始するものを対象とします。
- 応募できるのは以下の団体で、かつ、インクルファンドのサポーター(インクルファンドの運営および助成の財源を寄付で支える個人および団体)の拡大に積極的に協力することを条件とします。
 - ・コネクト機構の会員団体に所属するメンバーが活動参加している団体
 - ・地域協議会に参加している団体
 - ・地域協議会
- *応募用紙にサポーターの拡大目標人数とその方法を記載してください。(助成後に報告書にて実績をご報告いただきます。)
- *選考委員会(公開プレゼンおよびヒアリング)への参加が必要です。
- *活動のチラシや資料に「この活動は市民からの寄付を財源にしたコネクト機構の地域たすけあい

福祉基金『インクルファンド』から助成を受けています」の一文を掲載していただきます。

3. 助成の種類

① 新たな地域福祉事業の立ち上げ準備費用

新たな事業展開に対して助成します。

- ・新たな事業展開に対する助成・・・上限 100 万円/件
- ・生活クラブ運動グループ地域協議会が策定した「市民版地域福祉計画」にもとづく地域福祉事業の立ち上げ支援・・・上限 300 万円

② 地域福祉に関する地域の活動・・・上限 30 万円/件

地域福祉課題の解決に取り組むための調査・研究、たすけあいの関係性を広げ定着させるためのイベントや活動、制度の検証や提言のための調査活動などに助成します。

③ 地域福祉に関わる事業継続のためのサポート・・・上限 10 万円/件

事業継続に関わるアドバイスを受けるためのコンサルタント費用、人材育成のための研修費、広報費など、事業継続のために必要な課題解決に対して助成します。

＊備品購入費は対象外です。

4. 応募に必要な資料

- ・ 応募用紙
- ・ 団体の状況がわかる資料(総会議案書など)
- ・ ①の場合は事業計画書および予算計画書。すでに事業を行っている団体が他の新たな分野に展開する場合は、団体の直近の予算・決算書。
- ・ ①の枠の中でも市民版地域福祉計画に基づく地域福祉事業の立ち上げ(上限 300 万円)については 3 ヶ年の事業計画書および予算計画書
- ・ 備品類の購入の場合はカタログや見積書

＊①の市民版地域福祉計画に基づく地域福祉事業の立ち上げの場合、地域協議会の推薦およびブロック理事会の推薦が必要です。応募受付後、コネクト機構事務局より地域協議会の推薦を依頼し、その推薦文を添えてブロック理事会にも推薦を依頼します。

5. 助成対象となる費用

- ・ 備品購入費、広報費、講師料、施設改装費など。

＊2026 年 4 月 1 日以前に着手した活動に伴う費用は、支払いが 4 月 1 日以降であっても対象外です。(前家賃を除く)

- ・ 講演会や講座、研修会などの講師料に対する助成額の上限は一人当たり 30,000 円とします。
- ・ 家賃、水光熱費、人件費、スタッフ交通費、保険料などの固定的な費用は対象外ですが、①の新規事業立ち上げに限って、前家賃 1 ヶ月分(上限 10 万円)まで申請できます。

- ・ ①②③のいずれの枠でも、その趣旨の範囲で申請団体の事業に必要な人材育成として判断される場合は、地域福祉に関わる資格取得や講座・研修参加、先進事例の視察についても対象になります。

＜応募にあたり留意していただきたいこと＞

- ・ 事業および活動の目的や目標が明確であり、その後の活動に継続性があることを重視します。
- ・ 同じ団体からの２度目の応募の場合は次の段階にすすむ内容であることとします。
- ・ ①の新たな地域福祉事業の立ち上げ準備費用については、一定の自己資金を用意されることを前提に、設備投資（備品類や改装費など）については、かかる費用全体の 2/3 を目安に助成します。
- ・ 応募受付後、プレゼンテーションの前に事前質問を選考委員から募りますのでそれに対する回答をしていただきます。
- ・ コネクト機構の年間事業計画の予算に基づき助成を行います。
- ・ 助成金は申請した項目以外では使えません。また、領収書（コピー可）のないものは認められません。
- ・ 助成対象となる費用を支出後、２ヵ月以内に活動報告を提出してください。未執行など残金が出た場合は返金していただきます。活動終了予定時期を過ぎても実施されない場合は助成金を返却していただきます。
- ・ 助成を受けた団体は、活動報告会や地域の生活クラブ運動グループとの交流や連携を呼びかけますので、ご参加ください。

6. 応募方法

- ・ 応募用紙は 事務局(以下事務局)にご請求ください。
- ・ 応募用紙と一緒に本応募要項をお渡ししますので、よくお読みになって応募してください。不明な点は遠慮なく事務局にお問合せください。
- ・ 応募用紙は締切日までにメールで事務局に提出してください。また、データでは難しい資料などは締切日までに郵送ください。

7. 応募から助成決定までの流れ

- ① インクルファンド助成応募団体募集ニュース配布以降から事前相談を受け付けます。
- ② 提出いただいた応募用紙は事務局で内容、添付資料等の点検をした後、選考委員から団体への質問をまとめます。
- ③ コネクト機構事務局より応募の所定の推薦機関（活動エリアの地域協議会または生活クラブのブロック理事会）に応募用紙と共に質問を送付し、推薦を依頼します。
*その際に、地域協議会から説明を求められることがありますが、地域でのつながりをつくる機会と捉えて対応をお願いします。応募の活動や事業が地域に根付き、助成が見える形で有効活

用されることを期待しています。

＊推薦機関に送った応募内容に対する質問は応募団体にも送ります。(地域協議会がない地域は生活クラブ生協の各ブロックが推薦機関となります。) 選考委員会で判断するために必要な情報ですので、その補足のための応募用紙の修正を可能とします。

- ④ 団体からのプレゼンテーションおよび団体へのヒアリングを公開で行います。
- ⑤ プレゼンテーションと同日に選考委員会を開き、助成の推薦決定を行います。
- ⑥ 2026 年 3 月のコネクト機構運営委員会で助成額の最終決定を行います。
- ⑦ 助成決定後、応募団体および地域協議会に結果を通知します。

8. 助成金の支払い

- ・ 助成決定後 3 週間以内に指定口座に振り込みます。

9. 活動報告と残金の返却

- ・ 助成対象となる費用を支出後、2 カ月以内に報告書を事務局に提出し、残金が出た場合は返却していただきます。
- ・ 助成を受けた活動・事業期間が 1 年以上の場合は途中で経過報告を求めます。

10. 2025 年度 第 2 回実施スケジュール

- ・ 2025 年 10 月 13 日(月)～募集ニュース発行以降、相談を受け付けます。
 - ・ 2025 年 12 月 19 日(金) 応募受付メ切(メール必着)
 - ・ 2026 年 2 月 13 日(金) 地域協議会またはブロック理事会による推薦締切
 - ・ 2026 年 3 月 5 日(木) インクルファンド選考委員会にて公開プレゼンテーション・ヒアリングおよび助成推薦決定
 - ・ 2026 年 3 月 18 日(水) コネクト機構運営委員会にて助成決定
- ＊応募団体には結果をメールで通知します。

お問合せ先：

生活クラブ生協・東京 生活クラブ社会的連帯経済コネクト機構（担当：平岡）

〒156-0051 世田谷区宮坂 3-13-13-3F

☎ 03-6697-6135 FAX 03-5426-5203

【用語解説】

インクルーシブ地域社会：

高齢者も子どもも、外国の人も、病気療養中の人も、求職中の人も、障害のある人も、どんな状況にあっても社会から排除されることなく、「一人ひとりが尊重され、自分のニーズを満たしあう社会」をインクルーシブ地域社会と呼び、事業・活動の目標としています。

市民主体のまちづくり型福祉：

福祉を提供する人、される人という狭い関係ではなく、地域に暮らす全ての人が参加しながらまちづくりとして取り組む視点で地域福祉の拡充をすすめていくこと。

市民版まちづくり計画：

日常生活の課題に対し、ひとりでは解決できないことを生活クラブ運動グループの仲間や地域の団体と連携することで解決していくために地域協議会で策定する行動計画です。

生活クラブ運動グループ：

生活クラブ生協の活動から生み出された東京の各地域で事業展開しているワーカーズ・コレクティブや NPO 団体など、また東京全体をカバーする団体などを総称して生活クラブ運動グループと呼び、日常的に連携して地域づくりに取り組んでいます。

地域協議会：

地域で活動や事業展開している生活クラブ運動グループ各団体が自治体単位で集まり、それぞれの地域の課題を解決し、住み良いまちづくりに取り組む場として定期的に地域協議会を開催しています。インクルファンドへの応募に対し、その内容と費用助成について推薦します。

サポーター：

インクルファンドの運営および助成の財源を寄付で支える個人および団体のこと。個人は 1 回 3,600 円/年（生活クラブ組合員は毎月 300 円を共同購入代金と一緒に引き落とすことができます）、団体は 1 回 10,000 円/年です。

会員団体：

生活クラブ社会的連帯経済コネクト機構を構成する団体で、生活クラブ運動グループの中で福祉分野に取り組み、東京機能を担う以下の団体です。

生活クラブ東京、特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい、ACT たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合、労働者協同組合 ACT 人とまちづくり、社会福祉法人悠遊、東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合、認定特定非営利活動法人市民シンクタンクひと・まち社、特定非営利活動法人まちぽっと、特定非営利活動法人エコメッセ、東京・生活者ネットワーク、特定非営利活動法人コミュニティスクール・まちデザイン、特定非営利活動法人たがやす